

# 松本清張とその時代

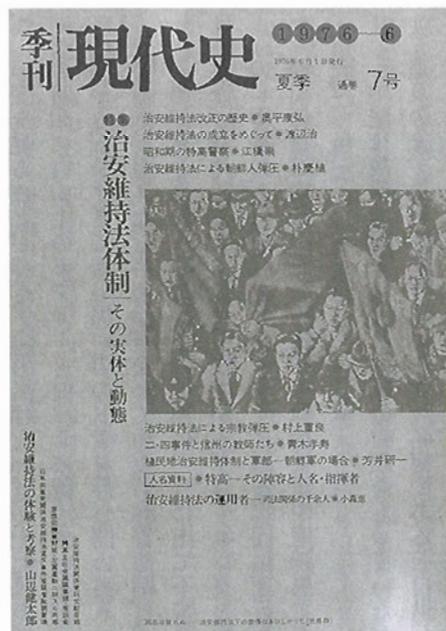
（第五回）

高橋新太郎

松本清張は「三・一五共産党検挙——昭和史発掘」(『週刊文春』昭40・3・8～5・3『昭和史発掘2』所収)で、日本共産党再建派幹部の検挙に至る経緯を詳細に綴っている。また、『編集者藤井忠俊、昭51・6』では、特集『治安維持法体制——その実体と動態』を編んでいる。藤井忠俊の編集前記『治安維持法をめぐる対抗とその背景』、渡辺治『治安維持法の成立をめぐって』、奥平康弘『治安維持法改正の歴史』、江橋崇『昭和期の特高警察』などなどの重厚な論や、『特高警察を指揮した人たち』『特高——その陣容と人名』『治安維持法の運用者——司法関係の千余人』などの人名録・名簿など資料的価値も高い内容となっている。

三・一五事件当時、検事正塙野季彦とともに検挙の総指揮に当たった東京地方裁判所検事局次席検事松阪広政は、昭和十三(一九三八)年十月の思想美術家会同における講演「三・一五、四・一六事件回顧」(司法省刑事局『思想研究資料』特輯

五九号、『みすず現代史資料16』種々主義連載(二)『再録』)で、この一連の検挙の端緒がスパイからの情報によるものであることを明かし、今回の検挙の特色として次の三點を挙げている。その第一は、味方をも欺くような秘密保持の徹底、第二は、検察の監督指揮下に特高警察が検挙に従事したことで、時の司法大臣は原嘉道、検事総長小山松吉。内務大臣は鈴木喜三郎、警保局長山岡萬之助、警視庁特高課長(續)弥三、特高係長浦川秀吉、労働係長(石井)石藏であった。鈴木は検事総長を経て清浦奎吾内閣の司法大臣時の大正十三(一九二四)年初めに、刑事局長であった山岡萬之助と一緒に治安維持法案の起草作業を手掛けた間柄であり、その後には、検事総長、大審院長、第二次山本権兵衛内閣の司法大臣を歴任。枢密顧問官として国本社を率いた司法官僚のボス平沼騏一郎の存在があった。裏懸取り締まりに当たつては、司法官僚の主導あるべしというのが平沼の年来の念願であつた。



現代史の会による『季刊現代史』第7号(昭51・6)

あつたが、実際に捜索された場所は百数十箇所にのぼつたところからすれば、言うところの「承諾勾引」「承諾留置」「承諾捜索」などが若干あつたとしても、その大部分が正式手続なしの逮捕であり、令状なしの捜索・押収であつたと見られる。『警視庁史 昭和前編』（昭37・3・同編さん委員会）の記述によれば、三月十五日の一道三府二十七県にわたる一斉検挙によって、（約四千名が検挙され、同年六月十日までに四百八十四名が起訴された）といふ。これらの数字で見るかぎり、より多くの人びとが検察、特別高等警察一体の見込み捜査による、治安維持法違反の被疑者として検束勾留され、理不尽な拷問の責苦を受ける被害者となつたのである。

日本共産党は、選挙に公然と姿を現わしたが、まだ実体がつかめない。しかし少しずつ探っているのでは逃げられるおそれがあるので、全国一齊に検挙をしようとうことに決まった。

塩野検事正、松坂次席らだけの相談で、検挙の時期は党と新聞記者に感づかれないよう配慮された。そのため、選挙違反の検挙が最高潮になる三月中旬が適当とされ、十五日が選ばれた。三月十四日に至って、全国に出張する検事に、任務の内容を始めて伝えるという慎重さであった。

三月十五日午前五時、前日から極秘裡に指令を受けていた三十数班の特高、外事の両課員は、それぞれ指定の場所に集合して、そこで始めて班長から、日本共産党員

第三は、検挙の際に、家宅捜索を重視徹底させたことであつた。被疑者の共産党加入について、スペイからの報告、聞き込み以外、さしたる証拠もないとため、関係文書など治安維持法違反事実を示す証拠物件を探し出すことにあつた。

昭和三〇九一八年三月十五日を期して、全国一道三府二十七県において共産党と関係があると見られた団体の事務所及び個人の居宅に対する一斉手入れが行われ、千五百六十八名が検挙された。

松本清張は次のように記す。

松本清張は次のように記す

日本共产党は、選挙に公然と姿を現わしたが、まだ実体がつかめない。しかし少しずつ探っているのでは逃げられるおそれがあるので、全国一齊に検挙をしようといふことに決まった。

前夜はほとんどまんじりとしてることの出来なかつた。前夜はほとんどまんじりとしてることの出来なかつた。前夜はほとんどまんじりとしてることの出来なかつた。  
（継編）は、午前五時、検査本部の自分の室に鳴かけた。浦川特高係長、石井労働係長と共に胸を躍らせながら首尾を待つた。やがて班長から次々と検挙に成功したとの報告が齎され、予期以上の成果を上げることが出来た。

(三·一五共產黨檢舉)

検察側は、共産党幹部の福本和夫、佐野文夫、渡辺政之輔、中尾勝男、松尾直義、片山峰登、日下部千代一、門屋博、國領伍一郎、斎藤久雄、中野尚夫、鍋山貞親、神道久三、河田賢治、南喜一の十五名の被疑者に對して刑事訴訟法二五五条に基づいて勾引・捜索・差押などの聲制処分を予審裁判に請求したのみであり、捜索令状が出されたのも九十三箇所で

前記松阪広政によれば、家宅捜索に当たつて當該道・府・県宛てに、押収すべき物件としてその嘱託書に表示されたのは、

一、日本共産党ノ組織ニ関する一切ノ書類(宣言綱領規約各会合議事録等)並ニ右共産党ニ関スル指令及宣伝文書類  
(檄文、引札、パンフレット、リーフレット)

一、被疑者間並ニ右共産党ニ関アリト思料セラルゝ者ノ  
間ニ往復セラレタル書簡類及被疑者並ニ其関係者ノ日記、

一、雑誌「労働者」「マルクス主義」「青年大衆」「政治批判」「文藝戦線」「前衛」新聞「無産者新聞」「労農新聞」  
秘密出版物「赤旗」「日本共产党パンフレット」

であつた。

たまたま收調べていた十五日の検挙者の中から、「三・二六、后六時、三越本店ショーウィンドー前」と書いたものと、「白山上カフェー・白バラ、三・二七、后二時」と記されたレボが発見された。

警官は一六日に三越本店前に張込んだが、それらし

逮捕の任務を言い渡されたのである。彼らは四方に散つて指名者の家宅に踏みこんだ。

い姿を見ることができず引揚げたが、二十七日の指定期間に自山上のカフェー・白バラに待つて、定刻から五分すぎ、若い男が店のドアを押し開いて入ってくるのが見えた。客の恰好をしていた若林警部補は、その男が店さきから立去ったのを追い、外に出て不審尋問した。身体検査をすると、懷中からブローニングと数種のレボ様のものを発見した。すぐに男を本店に連行し、浦川係長が取調べた。彼は中央執行委員中尾勝男であった。

中尾は数字で縁られたうす紙の書類をもつていたが、

追及の末、それは暗号による党員名簿であると自供した。だが、その解き方については口を割らなかつた。警視庁では軍の暗号研究課に頼み、一ヵ月余にわたる研究でそれを解説することに成功した、といつてはいるが、松阪次席検事の回想では、その暗号は幼稚なもので、四、五日くらいで解けたと話している。

はじめて党の中央組織や重要党員の名が官廳に判明したのはこのときからである。

つまり、三・一五共産党検挙は、スペイから情報が端緒となつたものの、党の組織や重要党員の名もあまり定かではない段階で、見込み捜査に踏み切り、大量の検挙検束を行つたということである。この司法検察と内務省警保局・特別高

等警察が一体となつた大検挙陣がよりどころとしたのは、大正十四年五月十二日施行の「治安維持法」であった。

**第一条 団体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス**

**第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス**

二処ス

**第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス**

**第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他人命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス**

**第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮に處ス**

**第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ情ヲ知リテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ**

**第七条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス**

検挙にもかかわらず、その大半というよりは大多数が非党員であり、シンパサイザーというべき被疑者たちであつた。

前出の清張文に現れる数字暗号による党員名簿にも四百名程度の記載しかなかつた。これは捜査当局の予想をはるかに下回る党籍人数であつた。再建間もない当時の共産党は、党員資格に慎重で、敵対主義をとつていた。

結局、大多数の被疑者を、共産党に密接なつながりありと見なして、その違法性を問うこととなり、起訴に当たつては、第二条の協議罪を拡大解釈し、準用するしかなかつた。

三月二十日に日本プロレタリア藝術聯盟本部で在室者全員が検束を受けたように、三・一五に始まる捜索検挙は継続されゆく。

三・一五の大検挙は、四月十日に記事の一部が解禁となり、十一日付の新聞各紙で一齊に報道された。政府は十日の記事解禁と同時に、労働農民党・日本労働組合評議会・全日本青年同盟の左翼三団体に「治安警察法」(明33)第八条二項を適用し、結社禁止の処分によつて解散させた。

「東京朝日新聞」十一日付の夕刊は、「共産党の結社暴露、全国で千余名を逮捕／過激なる宣言綱領を作成して画策した一大陰謀」「起訴四百名に、尚逃走中の首脳多数／山形県五色温泉根城に学生多數加盟」などの見出しを掲げて報道し、また今回の事件は「思想的国難」なる小山検事総長談を掲げている。

△今回の事件について感することは検挙された者の中には、重なる思想がぶれたものでなく真に無産者のためを思ふ熱情から加頭してゐるものもある、こんな所から見てもこれは社会制度に乗せらるべき欠陥があることに違ひない……治安維持法の運用だけいくらうまくやつてもそれだけではいけぬ」と語り、△総選挙後間もなくやつた事を世間でかれこれいつてあるやうだが決して政策的のものではない△とことわつてもいる。

同じく『東京朝日新聞』は、総同盟の声明を掲げ、△第三インタナショナル系統運動は極力排撃する。しかし政府が自己の反動政策の非を悟らず、弾圧によつて一切解決と考へるは無知蒙昧を暴露せるもので、かゝる弾圧は遂に被追迫者をして殉教的感激を発生せしめるに過ぎない△として、政府の反動政策を痛撃し、猛省を促している。

また大山郁夫労農党首は、△現在の如くブルジョアの階級的攻勢に対して無産大衆の立場を忠実に守らんとするとき戦闘的な左翼となることは当然△とし、共産党事件に労農党員がくわわつていていたことは事実であるが、共産党と労農党とは何ら関係あるものではなく、労農党は、合法的大衆党の範囲を超えるものではないことを強調している。

四月十二日の各紙は田中義一首相の「天人俱に許さざる懲逆不逞の所業」なる声明を掲げた。『東京朝日新聞』夕刊には、旧労農党幹部と鈴木内相との会談の内容を報じ、△其産

命す／起訴学生は無期停学に左傾教授は辞職か休職なる見出しで文部省の方針を伝え、三項目からなる文部省の弾圧方針を記している。

一、学生にして共産党事件に關係し起訴されたものに対しては無期停学を命すること。

一、教授にして実際運動にたゞさはらざるも既に社会において左傾の甚しきものと認められてゐるものに対しては自發的に辞職せしめるか休職を命すること。

一、東京帝大新人会および研究の領域を越えて団体として実際運動に出でたる社会科学研究会に対しては解散を命すること（社会科学研究会にして団体としてではなく個人として実際運動に踏み出したものには個人のみを処断する）。

四月十八日の『讀賣新聞』は「学府に弾圧加はる／大森（東大）鈴木（東北大）両教授も／自發的形式で辞表を提出／辞職せねば停職と文部省強腰」などの見出しで、京都帝大の河上肇博士に次いで東京帝大の大森義太郎経済学部助教授や東北帝大の鈴木義男法学部教授の辞任を伝えた。

二十一日には、九州帝大の佐々弘雄・向坂逸郎・石浜知行三教授が、「大学存立の意義は一に研究の自由にあるが、今やその自由は不当に縮小されてしまい、吾々は、かかる学園に

党との間に一派の血が通つてゐる△とする内相の答弁と、△大山郁夫、細川兼光両氏はくわいらい△とする山岡警保局長の見解を伝えている。山岡は、共産党と労農党とは、裏を共にする△ほど一体のもの△であつて、労農党の具体的政策と共産党の綱領と一致するものとして、

一、帝國主義戦争の反対

一、植民地解放

一、八時間労働制確立  
一、言論集会出版結社の完全なる自由、無産階級抑圧諸法令の廢止

一、團結権罷業権団体協約権の確立  
一、失業者の生活國庫保証

一、所得税の免稅点引上および高率累進賦課

などを、立派に共産党と一致するとの答弁と、

一、労働者に仕事と職を与へよ  
一、労働者農民の議会を作れ

これらは、立派に共産党と一致するとの答弁と、

これ以上とどまることの無意義を信じ、ここに連袂辭職する旨の声明書を発表する。政府は、三・一五事件を契機として、思想取り締まり体制を一挙に強化拡充させる。

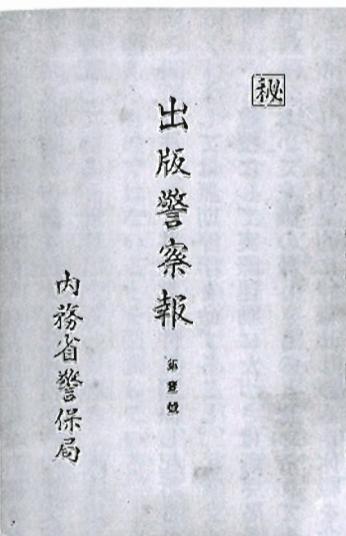
四月二十四日の『東京朝日新聞』には、「この機を逸せず／全國に思想警察網／各県に特高課を新設」と報じ、二十七日の『中外商業新聞』は、「治安維持法改正／政府議を練る／死刑は酷との論」などと伝えている。治安維持法改正法律案は第五十五議会で審議未了で廃案となるが、政府は、強引に「緊急勅令」案を閣議決定し、枢密院に回付して諮詢手続を取り、非立憲的な手段を用いて六月二十九日に治安維持法改正緊急勅令が公布、即日施行された。七月三日には、全県警察に特高課が設置され、七月二十四日には、各地域に思想係檢事が任命配置された。特別高等警察課は、すでに東京・大阪・北海道・神奈川・愛知・京都・兵庫・山口・福岡・長崎・長野の各府県に設置されていたが、残りのすべての県にも新設され、専任警視四十名、警部百五十名、特高専門の刑事千五百名を増員した。また取り締まりの効率化を図るために東京・神戸間にある警察専用電話の回線を増加し、東京・仙台間、神戸・福岡間にも専用線を新設するなどした。

七月一日には、内務省警保局の特高関係職員を増員し、保安課を強化充実させた。出版警察機構の充実も図られ、検閲体制も一層整備され、十月からは『出版警察報』も発刊された。

改正治安維持法の第一条は次のようになつた。

國体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者ハ、結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス。私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス。

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。  
ス



昭和13年10月刊行の「出版  
警察報」



公判闘争支援の共同出版物(昭和16年7月刊)。戦旗社、農民闘争社、解放運動犠牲者救援弁護士団等々が名を連ねる。

「目的遂行ノ為ニスル行為」とは一種の帮助罪であるが、権力にとつてこれはまことに都合のいい意味合いのものであつたからである。というのは、第一、「目的遂行ノ為ニスル行為」とは、目的遂行のためにとる手段のいかんを問わない、おそらく範囲の広いものであります。第二、のちに判例上も確定される解釈によれば、行為者は結社の目的を肯定し目的意識的に支援する要素は、目的遂行罪の成立にとつて不要とされる。その者の主觀や目的意識とはかわりなく、その者の行為が客観的にみて結社の目的遂行のためになつてゐる、と当局が認定すれば、罪にあたることになる。つまり、目的罪ではない、

と解されたわけである。……目的遂行罪は、本当に権力の側にとつて便利このうえもないものであつた。当局は、これをつかつて、任意の人びとをつかまえ、治安維持法違反を問うことができたからである。

昭和四(一九二九)年三月五日、緊急勅令による治安維持法改正を第五十六回議会が承認したその日の夜、解散した前労農党所属の代議士山本宣治が止宿先の神田神保町の旅館光榮館で、右翼七生義団に属する黒田保久二の児刃によつて刺殺された。山宣の愛称で知られた山本宣治は、議会で治安維持法改悪批判の論陣を張り、二月八日の予算委員会第二分科会では、警察費の用途を質すとともに、三・一五事件の際の大量の不法検挙・不法長期拘留・拷問の事実を暴露して徹底的に糾弾した。

七生義団は、門司市西川端町の船舶荷役請負業の木村清を総理とし、昭和三年七月に組織された団体で、我等は帝國憲法を尊重して之を擁護す、我等は國家社会の秩序破壊者及び煽動者に対し挑戦すなどの綱領を持ち、本部を門司に置き、東京と朝鮮京城に支部があつた。七日の「東京朝日新聞」は、△同団の盟主木村氏は大正十一、二年頃当時の桜井敏雄門司署長(現在警保局特高課嘱託)から侠氣があるとて愛せられ、その後援で門司埠頭に働く沖仲仕を統一すべく労働共済会を組織し、次いで桜井氏の紹介で朝鮮総督府の

改正治安維持法は、旧第一条を二つの項に分けて、第一項を△國体ヲ変革スルコトヲ目的△とする結社の組織について扱い、この目的で結社を組織した者や指導的役割に従事した者には△死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮△に処すとして刑を加重し、第二項では、△私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的△とする結社の組織者や指導的役割に当たつた者については、從来通り△十年以下の懲役又ハ禁錮△に処するとしたものであつた。掲題なのは新たに設けられた△結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル△罪を問う規定の意味するところは何かである。奥平康弘の『治安維持法小史』(昭52・10、筑摩書房)に次の指摘がある。



昭和4年3月、20歳の清張が「アカ狩り」で小倉署に検挙された前月刊行の「戦旗」(左)と昭和5年4月の臨時増刊号

高官に近付きここに朝鮮支部を離くに至つた。続いて西三年前桜井氏が先の警視庁官房主事大久保留次郎等の尽力で東京に転じ渋谷、洲崎署長を経て現在に及ぶまで氏に愛せられ、遂に労働共済組合は七生義田となり、東京にも支部を置くに至つたといはれてゐる」と木村と桜井との密接な関係を報じた。

昭和四(一九四九)年三月、中旬、松本清張がいわゆるアカ狩りの洗礼を受けたことは、前回に触れた。左傾者をトローリングしようとする官憲の底引網の渦中に清張その人も巻き込まれていたことになる。改悪治安維持法の△目的遂行ノ為ニスル行為▽なる条文表現は、自在に増幅して、二十歳の無為の青年までをも、二週間の長きにわたって留置場に拘留するに至るのである。ちなみに、前回昭和三年の北九州でのプロレタリア文学運動の動向に触れて、日本プロレタリア藝術聯盟福岡支部創立大会で議長をつとめた永元光夫と、同じく八幡支部発会式で議長となつた井上易義はともに三・一五事件で検挙され、治安維持法違反容疑で起訴され、永元は、第一審で懲役五年、第二審で懲役四年、井上は第一審で懲役三年、第二審で懲役二年執行猶予四年の判決を受けた。

昭和四年四月十六日未明、検察特高は、三・一五以後党員間庭末吉のアシトから発見された党員名簿を基礎に活動家の自宅、山本宣治が属していた政権獲得労農同盟や労働組合の本・支部、農民組合など、一道三府二十四県にわたつて一斉

捜査を行い、党員・シンパ約六百名を検挙、起訴されたのは約二百九十名であった。難をのがれた幹部も、やがて市川正一が、鍋山貞親が、三田村四郎が、六月には上海で佐野学も逮捕された。これらは、十一月五日に記事解禁となつて一般に報道された。

この年は、十月二十四日のニューヨーク・ウォール街に始まつた経済恐慌波及の年でもあった。世界恐慌の波が翌昭和五年には日本経済を直撃する。細井和喜藏描くところの『女工哀史』によつて支えられていた大黒柱の綿維産業が最も打撃を受ける。アメリカを主要な市場とする生糸の輸出は激減し、さらには賃高による全般的な輸出の落ち込みもくわわり、貿易高は一九二九年に比べ、三〇年度は輸出三一・六%、輸入三〇・一%の減、三一年度は輸出四六・六%、輸入四〇・三%の落ち込みようであつた。

政府は昭和五年六月、商工省に臨時産業合理化局を設け、翌年四月には重要産業統制法を公布して産業合理化を推進する。カルテルやトラストを形成した産業資本は、操業縮減による生産制限を通して価格下落をくい止め自衛策を図り、中小企業はその犠牲となつて相次いで倒産した。不況と合理化、失業の不安と生活難から労働争議も激増する。

かかる社会相の下で、特高警察は、「行政執行法」第一条の△救護ヲ要スト認ムル者▽を保護検束し、△公安ヲ害スル虞アル者▽を予備検束し、しかも検束に対する行政訴訟は許されないという、まさにこの△伝家の宝刀▽を最大限に駆使して社会運動の取り締まりに当たり、さらに△至れり尽せりの△精銳の武器「治安維持法」の網かけによって被疑者をふやし検挙していくのである。(△伝家の宝刀▽△至れり尽せりの重要法令▽などの表現は、内務省警保局特高課員木下英一の著書『特高法令の新研究』からの借用)。

昭和五年七月二十日発行の『現代法学全集第三十卷』(日本評論社 非売品)が、巻中の風早八十二執筆の「治安維持法(一)」によつて、△安寧秩序紊乱▽の廉で発禁処分を受ける。この全集(全三十八巻)は東京帝大法学部教授末弘敏太郎の責任編集で刊行されたもので、奥付に「非売品」とあるのは、全巻予約購読者のみに頒布する形をとつたからであろう。第三十巻には、他に山田三良「国際私法(一)」、牧野英一「法律講話(四)」、大森洪太「人事訴訟手続法」、樺村専一「著作権法(二)」、石黒武重「漁業法(一)」、野間海造「農業法(完)」、末弘敏太郎「法学

問答（六）「我妻栄『物権法（六）』が収載されていた。この「治安維持法」はもともと、司法省刑事局の思想係で三・一五事件で活躍した池田克司法書記官が執筆するはずであつたものが、同書記官の外遊のため、やむなく風早が担当することとなつたもので、末弘は月報の「責任編集者の言葉」で、△風早氏は元九州帝国大学教授、刑法の専攻家であり、殊に階級的立場から新に刑法を考へなほして居らるゝ人である。治安維持法の如き特殊の刑事法に關して氏のやうな立場の学者から解説と批評とを聽き得ることは吾々の特に意義多しとする所である」と述べていた。

風早八十二は、三高から東京帝大法学部に進み、大正十一年卒業と同時に助手となり、大正十三年八月、文部省在外研究員として刑法学研究のため満二カ年仏・独・英・伊に留学。大正十五年九州帝大助教授、昭和二年同教授となり法文学部で刑法講座を担任。同年十一月に休職、昭和五年当時は、中央大学・明治大学・日本大学・武蔵高等学校・横浜専門学校などに出講していた。タルド『社会学原理』『模倣の法則』ベックaria『犯罪と刑罰』などの訳書もあつた。風早はこの「治安維持法」脱稿数日後に妻が他界するという不幸にも見舞われていた。「治安維持法」の解説と批評を述べた書が、発禁処分となるご時世にもなつていていたのである。日本評論社は、やむなく風早執筆の三〇三ページから三九〇ページのうち、終わりハページを残した三八二ページまでを削除、第三十巻の改訂版として発行頒布した。

急撃風早八十二のピンチヒッターとして「治安維持法」の執筆に当たったのは、拙稿第二回に登場した大審院判事三宅正太郎であった。三宅は全集第三十七巻・三十八巻（昭6・2月・3月）にその「治安維持法」の新稿を載せるが、三宅は、その結語の中で次のことを記す。

斯の如き広汎な且捕捉すべからざる内容を有し重大な結果を持つ法律は、我国に在つては其例に乏しい。従つて執法者がもし他の法律を解釈適用すると同一態度を以て本法に臨み、精神の在るところを究めないで徒に辞句の解釈に走り厳格に之を適用するに於ては、本法は極めて苛酷不自然な法となつて、その本来の使命を遠く逸脱する結果を齎らすものである。……本法の適用はその局に當る者の思想傾向によつて著しく左右されることを如何ともし難い。もしその局に當る者が被告人の思想に理解がなくその心裡に対する洞察を欠くに於ては、更に或は反対の立場に基いて憶測を擅にするに於ては、偶々不用意の言動から其心事を揣摩され重大な犯罪の嫌疑を蒙るものなしとは謂ひ得ない。而も伝統に対する信念的一般に極めて固い我が國に於ては自己の行為に対する弁明に自由を得ない場合が必しも稀でなく、被告人は甚しく不利益の地位に陥らざるを得ない。……本法の犯罪者中にはその犯情に於て同情すべきものを見ることが稀でない。

の年は七千部から八千部、昭和四年からは上昇線をたどり一万部から一万八千部、昭和五年にはピーク時二万六千部に達したという。発行部数の六割は直接配付網による送本で、残りが取次店を通して一般小売書店に配付されたといふ。

（たかはし しんたろう・学習院女子大学教授）

國体変革の事は始く措き、私有財産制度について考へれば、既に現在の社会制度の欠陥はあまりにも明白に吾人の眼前に展開されてゐる。此欠陥の犠牲となつた者が、より良き社会への希望を抱くに何の不思議もないのであつて偶々その踏むところを過つて本法の犯罪者となつたとしても、一步現代を離れて彼を見るとき、何人もよく彼を裁き得ないであらう。本法の犯罪者に対して本法を適用するには、常に時代を超えた寛容を持つことを忘れてはならない。

現職の大審院判事として、まことに異例の感慨の吐露であり、情理を備えた枢要な言述表明があつた。

なお、松本清張はいくつかの自伝的文章の中で雑誌『戦旗』を非合法雑誌とするが、正確に言えば、『戦旗』は秘密出版物ではなく、出版法の下での合法雑誌ではあつたが、昭和三年でいえば六月発行の第二号、十一月の第七号、十二月の第八号が、安寧秩序紊乱の嫌で発禁処分を受けて押収され、昭和四年では、清張が検束される前月の二月の第十号、さらに四月の第十二号が発禁処分を受けるなど、取締当局から非合法雑誌同様の扱いを受けてもいた。発行部数は森井繁治の「ブロケタリア文学・芸術運動と『戦旗』（ドキュメント昭和五十年史2——ファシズムと抵抗』汐文社）によれば、創刊